

# 第87期末 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	70,925	預金	2,253,735
現金	36,095	当座預金	59,693
預け	34,830	普通預金	827,914
コ買入	30,000	貯蓄預金	26,305
商入品	1,350	通知預金	8,169
商品の	514	定期預金	1,315,339
金銭の	514	その他の預金	274
価値の	19,000	債券	16,038
証	646,566	借入金	107,039
国債	298,599	借入金	13,940
地方債	51,454	外国為替	13,940
債	30,895	外国為替	80
式	45,584	未払外国為替	80
証券	220,033	株	0
金形	1,665,625	新株	40,000
付	18,157	予約	5,342
付	89,963	の他	37,053
越	1,399,887	未払法人税	223
替	157,617	未払費用	6,098
け	1,316	未払受取	1,035
替	1,217	従業員預り	485
為	22	給付補てん	0
為	76	金融派生	39
資	48,476	リース	24
産	63	その他の負債	29,144
用	3,499	退職給付引当	413
益	2,099	役員退職慰労引当	284
金	63	睡眠預金	48
品	42,749	偶発損失引当	266
産	22,666	支払承	14,883
産	10,599	負債の部合計	2,473,088
物	8,592	(純資産の部)	
地	23	資本	76,865
産	3,450	剰余	22,771
産	3,493	準備	2
ア	2,871	その他の資本	22,769
産	2	利益	△37,234
産	619	その他の利益	△37,234
産	21,214	繰越利益	△37,234
返	14,883	自己株	△196
金	△16,375	株主資本	62,205
		その他の有価証券	△5,637
		繰延ヘッジ	△0
		評価・換算差額等	△5,638
		純資産の部合計	56,567
資産の部合計	2,529,655	負債及び純資産の部合計	2,529,655

# 第87期 損益計算書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	科 目	金 額
		76,682
経資	常金	54,608
	貸有コ預	31,392
	の取入	22,837
役	の取入	267
そ	の取入	8
そ	の取入	102
	の取入	7,078
	の取入	1,517
	の取入	5,560
	の取入	9,555
	の取入	253
	の取入	4
	の取入	9,296
	の取入	0
	の取入	5,439
	の取入	4,422
	の取入	244
	の取入	772
		110,832
経資	常金	12,890
	預讓コ債借社新金	8,177
	の取入	4
	の取入	105
	の取入	3,089
	の取入	526
	の取入	669
	の取入	58
	の取入	252
	の取入	6
	の取入	3,784
	の取入	383
	の取入	3,401
	の取入	25,089
	の取入	6,258
	の取入	734
	の取入	18,073
	の取入	22
	の取入	28,069
	の取入	40,998
	の取入	5,808
	の取入	6,888
	の取入	807
	の取入	17,276
	の取入	939
	の取入	9,279
		34,150

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特 別 利 益		571
償却債権取立益	500	
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	70	
特 別 損 失		1,624
固定資産処分損失	142	
減損損失	1	
退職給付信託設定損	1,481	
税引前当期純損失		35,203
法人税、住民税及び事業税	47	
法人税等調整額	1,983	
法人税等合計		2,030
当期純損失		37,234

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(会計方針の変更)

その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については、従来、決算日の市場価格等に基づく時価法によっておりましたが、当事業年度より決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価法に変更しております。

この変更は、市況の短期的な変動による純資産の部への影響を排除することにより、財政状態をより適切に表示するために行ったものであります。

これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失は4,486百万円増加し、当期純損失は2,647百万円増加しており、また、「有価証券」中の株式は1,082百万円、その他の証券は1,107百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は2,296百万円増加しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 2年～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

### 6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 7. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,516百万円であります。

#### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理
--------	--

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
----------	---

(会計基準変更時差異の償却期間)

なお、会計基準変更時差異（7,389百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用処理しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)が平成21年3月31日以前に開始する事業年度の年度末に係る計算書類から早期適用できることになったことに伴い、当事業年度末から同会計基準を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、未認識数理計算上の差異は2,091百万円増加しておりますが、未認識数理計算上の差異は発生翌事業年度から費用処理することとしているため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づき、当事業年度末支給見積額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の払戻実績に基づき、将来の払戻請求見積額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、予め定めている基準に基づき、将来の負担金支払見積額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は23百万円、「無形固定資産」中のリース資産は2百万円、「その他負債」中のリース債務は24百万円増加しております。なお、損益への影響はありません。

### (配当金等の収益計上方法の変更)

市場価格等のある株式及び投資信託(以下、「株式等」という。)の配当金等については、従来、配当金等の支払を受けた日の属する事業年度に収益計上しておりましたが、当事業年度から、各銘柄の配当落ち日(配当権利付き最終売買日の翌日)をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金等を見積もり計上する方法に変更しております。

この変更は、配当金等の収益計上の時期を当該株式等の保有期間に対応させることにより、経営成績をより適切に表示するために行ったものであります。

これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失は887百万円減少し、当期純損失は524百万円減少しております。

## 表示方法の変更

前事業年度において区分掲記しておりました「未収入金」(当事業年度末21,556百万円)については、総資産額の1/100以下となったため、当事業年度においては「その他の資産」に含めて表示しております。

## 追加情報

### (金融資産の時価の算定)

買手と売手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債は市場価格を時価とみなすことができないことから、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価とした場合に比べ、「国債」並びに「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ4,223百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額については、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価額としております。当該合理的に算定された価額は固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値に基づき算定しております。

なお、上記計算における主たる価格決定変数は、割引率については割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債、スワップションのボラティリティ期間については1カ月から10年、スワップ期間については1年から10年をそれぞれ採用しております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 2,250百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,349百万円、延滞債権額は34,963百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は703百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,807百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,823百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,310百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 136,023百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,640百万円

債券貸借取引受入担保金 107,039百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券46,015百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は4,208百万円、先物取引負担金は503百万円及びデリバティブ取引担保金は500百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、340,651百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 19,015百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 245百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,500百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。

13. 新株予約権付社債は、劣後特約付無担保新株予約権付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,830百万円であります。

15. 1株当たりの純資産額 60円54銭

16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

17. 関係会社に対する金銭債権総額 21,223百万円

18. 関係会社に対する金銭債務総額 6,520百万円

19. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金の計上額は、2百万円であります。

20. 単体自己資本比率（国内基準） 9.55%

#### （損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 481百万円

役員取引等に係る収益総額 62百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 45百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 7百万円

役員取引等に係る費用総額 984百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 68百万円

営業経費総額 1,888百万円

2. その他の経常費用には、株式関連派生商品費用7,449百万円を含んでおります。

3. 1株当たり当期純損失金額 1,438円05銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	514	0

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	46,821	41,276	△5,544	474	6,018
債券	373,817	379,021	5,203	5,338	134
国債	293,544	298,599	5,054	5,098	44
地方債	51,403	51,454	50	88	37
社債	28,869	28,967	98	151	52
その他	220,489	215,192	△5,296	1,091	6,388
合計	641,128	635,490	△5,637	6,904	12,541

注1. 貸借対照表計上額は、株式及び投資信託については、当事業年度末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、34,857百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%程度以上下落した場合としております。

(追加情報)

買手と売手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債は市場価格を時価とみなすことができないことから、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価とした場合に比べ、「国債」並びに「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ4,223百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額については、客観的に信頼性があり独立した第三者であるブローカーから入手した価額としております。当該合理的に算定された価額は固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定し、算出した現在価値に基づき算定しております。

なお、上記計算における主たる価格決定変数は、割引率については割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債、スワップションのボラティリティ期間については1カ月から10年、スワップ期間については1年から10年をそれぞれ採用しております。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	1,325,285	13,719	7,065

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式等	2,246
関連法人等株式	4
その他有価証券	
非上場株式	4,120
非上場社債	1,927
投資事業組合出資金	2,777

5. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	41,320	265,486	53,372	20,768
国債	40,112	187,080	50,638	20,768
地方債	805	49,283	1,365	—
社債	402	29,123	1,368	—
その他	—	31,109	113,197	9,614
合計	41,320	296,596	166,570	30,382

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	19,000	△0

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	16,674百万円
有価証券評価損	10,395
繰越欠損金	27,939
減価償却費	521
その他有価証券評価差額金	2,310
その他	2,143
繰延税金資産小計	59,984
評価性引当額	△38,406
繰延税金資産合計	21,577
繰延税金負債	
未収配当金益金不算入	△363
繰延税金負債合計	△363
繰延税金資産の純額	21,214百万円

(関連当事者との取引)

1. 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子法人等	池銀総合保証株式会社	直接13.1% 間接41.1% (—)	当行貸出金の保証	貸出金の被保証	505,042	—	—
				保証料の支払	418	未払費用	33
				代位弁済の受入	1,167	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 貸出金の被保証については、一般的な取引条件で行っております。

2. 保証料の支払については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合(被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社姫野技建	— (直接0.0%)	—	貸出取引	118	証書貸付	93
				利息受入	1	前受収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 貸出取引条件等については、一般の取引先と同様に決定しております。

2. 当行取締役姫野豊が議決権の5%並びに近親者が議決権の95%を直接保有しております。